

議案第 9 0 号

三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（平成 3 0 年三次市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 人 1 回 6 0 0 円	1 人 1 回 4 8 0 円	1 人 1 回 4 0 0 円	1 人 1 回 3 2 0 円	1 人 1 回 2 0 0 円	1 人 1 回 1 6 0 円
1 人 1 回 1, 0 0 0 円					
1 人 1 年間 3, 0 0 0 円					

」を

「

1 人 1 回 1, 5 0 0 円	1 人 1 回 1, 2 0 0 円	1 人 1 回 1, 0 0 0 円	1 人 1 回 8 0 0 円	1 人 1 回 5 0 0 円	1 人 1 回 4 0 0 円
1 人 1 回 2, 5 0 0 円					
1 人 1 年間 7, 5 0 0 円					

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後に納入すべき入館料について適用し、施行日の前日までに納入すべき入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日の前日までに納入された入館料については、なお従前の例による。